

2

宅地開発許可後の手続きや進行管理等

開発者は、宅地開発の許可後に、次に掲げる手続き等が必要となります。また、市長は、宅地開発の工事の進行管理について、報告を求め、場合によっては、許可を取消することができます。

第10条 宅地開発許可標識 の設置

- ・開発者は、宅地開発の概要を記載した標識（宅地開発許可標識）を工事に着手するときから、工事完了までの間、宅地開発区域内の見やすい場所に設置しなければなりません。

第11条 緊急時の対応

- ・開発者は、工事施工に伴い、災害が発生したとき、又は他に危険を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに必要な応急処置を講じなければなりません。
- ・また、開発者は、災害状況と応急処置の内容について、市長への報告が必要となります。

第12条 工事施工時の配慮 事項

- ・開発者は、工事施工に伴う騒音、振動、排水、粉じん等により、周囲に悪影響を及ぼさないように努めなければなりません。

第13条 防災措置の実施

- ・開発者は、宅地開発を廃止又は休止しようとするときは、既に施工された工事によって、災害が発生し、宅地開発区域やその周辺の住民に被害を及ぼすことのないよう、必要な防災措置を講じなければなりません。
- ・また、開発者は、防災措置の内容について、市長への報告が必要となります。

第14条 進行管理

- ・市長は、工事完了の予定期日を経過した宅地開発については、工事の進捗状況や続行の意思の有無等の報告を求めることができます。
- ・市長は、許可後10年を経過した宅地開発のうち、工事を完了させる意思や能力がないと認められる場合は、許可を取消することができます。

